

## 保有個人情報利用停止請求書

独立行政法人国際交流基金宛

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 36 条第 1 項 (第 2 項) の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

### 記

#### 1 利用停止請求者

(ふりがな) 氏名
住所 〒 TEL: _____ FAX (任意記載): _____ E-Mail (任意記載): _____
日中の連絡先 (任意記載) 〒 TEL: _____ FAX: _____ E-Mail: _____

#### 2 利用停止請求に係る保有個人情報

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、利用停止請求番号

(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

#### 3 利用停止請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨 (請求内容)

第 1 号該当 利用の停止、消去

第 2 号該当 提供の停止

(2) 理由

#### 4 本人確認等

該当するものにチェックしてください。

(1)	利用停止請求者	本人	法定代理人
(2)	請求者本人確認書類		
	運転免許証	健康保険被保険者証	外国人登録証明書
	住民基本台帳カード		
	その他( )		
請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。			
(3)	本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)		
イ	本人の状況	未成年者( 年 月 日生)	成年被後見人
	(ふりがな)		
ロ	本人の氏名		
ハ 本人の住所又は居所			
(4)	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。		
	請求資格確認書類	戸籍謄本	登記事項証明書
	その他( )		

#### 《記載にあたっての注意事項》

##### 1 住所・連絡先等

保有個人情報の特定作業にあたり、独立行政法人国際交流基金から、昼間ご連絡差し上げる場合があります。昼間、住所記載の場所にいらっしゃらない場合には、昼間に連絡が可能な住所を「連絡先」にご記入ください。

##### 2 利用停止請求に係る保有個人情報等

利用停止請求は、保有個人情報の開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報のみについて、行うことができます。

##### 3 利用停止請求の趣旨及び理由

(1) 利用停止請求の趣旨：「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当するものにチェックしてください。

イ 「第1号該当」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、同法第5条の規定（適正な取得）に違反して取得されたものであるとき、又は同法第9条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、 にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

ロ 「第2号該当」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して提供されていると考えるときに、 にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由：利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付して記載してください。

#### 4 本人確認等

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 37 条第 2 項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第 14 条の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報のご本人（又は法定代理人）であることを確認するため、以下の書類を個人情報保護窓口で提示し、又は同封してください。

本人による利用停止請求の場合	必要となる書類等
(1) 窓口に来所して利用停止請求	<p>利用停止請求書に記載されている利用停止請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、「住民基本台帳法」第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用停止請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの（*）。</p> <p>どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、個人情報保護窓口事前に相談してください。</p>
(2) 利用停止請求書を送付して利用停止請求	<p>以下の書類すべてが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*を複写機により複写したもの</li> <li>・利用停止請求をする者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。</li> </ul>
法定代理人による利用停止請求の場合	必要となる書類等
(1) 窓口に来所して利用停止請求	<p>以下の書類すべてが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*</li> <li>・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る）。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。</li> </ul>
(2) 利用停止請求書を送付して利用停止請求	<p>以下の書類すべてが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記*を複写機により複写したもの</li> <li>・利用停止請求をする者の住民票の写し又は外国人</li> </ul>

	<p>登録原票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。</li></ul>
--	---

#### 補正について

本人確認書類が提示又は提出されていない場合その他利用停止請求書に形式上の不備があると認められる場合には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第37条第3項に基づき、補正をお願いすることになります。

#### 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないことになっています。